

## 令和6年度 部活動指導基本方針

### 1 指導方針

- (1) 部活動へは希望者が入部する。
- (2) 部活動と学習を両立させ、継続的に活動できるよう指導する。
- (3) 顧問は技術指導だけでなく、部活動全体を掌握し、部員が自主性をもって部活動に参加・運営できるよう支援する。
- (4) 顧問と担任は、保護者と連携を密にして、活動に十分な理解を得られるよう努める。

### 2 活動について

- (1) 1週間のうち平日に1日必ず休養日を設ける。また土・日曜日については、どちらか1日の休養日を設ける。やむを得ず、土・日に休養日が設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として同一月内の土・日に振り替えて休養日を設定する。ただし、大会参加による場合は平日に振り替えることも可能とする。
- (2) 活動時間については、平日は2時間程度、土・日曜日および休日（長期休業期間を含む）の場合は、3時間程度とする。（土・日および休日において、大会等でやむを得ず休養日や活動時間を延長する必要がある場合は、顧問は事前に校長の承認を得て実施する。）
- (3) 平日放課後の活動終了時刻は、季節により考慮する。

4月～8月 最長17：45

9月～3月 日没時間を考慮して終了時刻を設定する。

ただし5限授業日は原則17：00終了とする。（1学期の教育相談時は18：00終了）

\*部活終了時刻の目安 ( )内は完全下校時刻

4月 1日 ~ 9月11日 17：45 (18：00)

9月12日 ~ 9月25日 17：30 (17：45)

9月26日 ~ 10月 2日 17：15 (17：30)

10月 3日 ~ 10月16日 17：00 (17：15)

10月17日 ~ 10月30日 16：45 (17：00)

11月 1日 ~ 1月15日 16：30 (16：45)

1月16日 ~ 2月 5日 16：45 (17：00)

2月 6日 ~ 2月28日 17：00 (17：15)

3月 1日 ~ 3月31日 17：30 (17：45)

- (4) 活動終了時刻の15分後には生徒が完全下校するよう指導する。
- (5) 朝練習は7：30以降、日常の学校に支障にならない範囲で行うことができる。  
(7：10以降に部室等の鍵を渡す。8：15までに施錠をする。)
- (6) 定期テストの1週間前より部活を停止する。但し大会前などで練習が必要な場合は、放課後1時間程度の活動または朝練を認めることがあるが、必ず事前に、保護者の了解と、職員打ち合わせ等で全体の了解を得る。

### 3 入退部について

- (1) 入部希望者は、学級担任を通して入部届を顧問に提出する。但し、2つ以上の部に入部することはできない。(一時的に人数が不足する部に手伝うことは認めている。)
- (2) 退部希望者は、学級担任を通して退部届を顧問に提出する。この時、学級担任は顧問と連携して相談・指導にあたる。
- (3) 退部届が受理された後、他の部に入部届を提出することができる。  
なお、転部は一度のみ認める。
- (4) 新入生については、仮入部期間を設け、見学・経験をさせてから正式入部とする。

### 4 予算について

- (1) 部活動は、部員保護者による部費と、学校からの補助金によって運営する。部費は、各部の責任で金額等を決定し管理する。
  - ・各部活動の会計担当は、年度末に部員の保護者に対して会計報告を行う。
  - ・会計監査には、各部の保護者があたる。
- (2) 補助金について
  - ・各クラブに一律クラブ費として5000円を支給する。
  - ・部員1人あたり、600円をクラブ費として支給する。
  - ・登録料は、原則団体のみ(顧問含む)の負担とする。ただし、団体登録料のかからないソフトテニス部・陸上部・卓球部・吹奏楽部については、個人登録料を負担する。  
(陸上部については、令和5年3月末現在の部員に適用)
  - ・中体連主催の県大会以上(期間限定のクラブも含む。ただし予選なしや参加標準記録のない大会は除く)の大会については、参加料を支給する。
  - ・東海大会以上は、原則、PTA 特別会計より補助を支給する。(運用内規(平成28年2月)。ただし本部役員会で承認、証明するものが必要。(要項等)

#### <補助の金額>

東海大会：団体競技…15,000円 個人競技…5,000円

全国大会：団体競技…30,000円 個人競技…10,000円

ただし、年度につき1回のみ補助する。

### 5 その他

- (1) 職員会議や研修会、生徒会の一斉委員会がある場合は休みとする。
- (2) 家庭訪問や保護者懇談会等の場合は、グラウンド・体育館・校舎内でそれぞれ最低1名ずつの教員がつき、けがや問題行動等が起こらないよう指導、巡回する。
- (3) 弁当を持参させる場合は、食べる場所を顧問が指示・指導する。
- (4) 休日や長期休業中は、自転車を利用してよい。また、午前で授業が終了する日についても、一度帰宅してから自転車で部活動に参加してもよい。ただし次のことを指導する。
  - ・ヘルメットを必ずかぶる。
  - ・自転車は監察シールのついているものを使用する。

- 自転車は、プール横の自転車置き場に整頓して駐輪する。
  - 自転車でグラウンド内へ入らない。
  - 校舎前（昇降口前）を自転車で通らない。
- (5) 練習や試合時、熱中症対策として、必要に応じて顧問の指導の下、スポーツ飲料を認める。
- (6) 顧問は必ず次のものを校長に提出すること。
- 月ごとの練習計画表。
  - 学校外における部活届。

## 6 部活動設置基準（別紙）

## 7 開設部活動および顧問

令和6年度 開設部活動及び部活動顧問					
野球	下地	西世古	卓球男	浅尾	福島
サッカー	上出	中西	卓球女	井谷	
陸上競技	岨野	福西	バスケットボール男	木下	都築
ソフトテニス男	横山	伊富	バスケットボール女	川島	福島
ソフトテニス女	松浦		吹奏楽	川本	都築
バレーボール	三井	仲村	パソコン	丹羽	長井